

東京都にお住まいの受験生・保護者の皆様へ

授業料軽減

明法高等学校には **充実の奨学金制度（給付型）** があります

明法奨学金制度の2つの安心

受験前に適用の可否がわかる

受験の前のご相談で奨学金制度が適用できるかどうかわかります

入学後の急変にも対応

入学後も家計急変の場合などに奨学金制度が適用されます

世帯年収が 910 万円未満のご家庭は
授業料（年額 42 万円）が軽減されます（東京都）

世帯収入 910 万円未満 → 約 30 万円に軽減

世帯収入 760 万円未満 → 約 20 万円に軽減

世帯収入 590 万円未満 → 約 14 万円に軽減

世帯収入 500 万円未満 → 68700 円に軽減

世帯収入 400 万円未満 → 0 円に軽減

国の就学支援金
都の授業料軽減助成
適用

+

← 本校の
奨学金制度
適用 ←

生活保護世帯・平成 27 年度の住民税が非課税または均等割のみの世帯のいずれかに該当する都内在住・私立高校在学のお子さんのいるご家庭には、**授業料以外の教育費（修学旅行費・教科書費等）の負担を軽減する返還不要の給付金**もあります（東京都私学財団）。

特待生制度もあります！ 入学金・授業料・施設設備費支給

特待 α：実質全額支給（原則 3 年間） 特待 β：実質半額支給（原則 3 年間）

本校を第 1 志望とし、特に優秀な生徒については 3 年間全額支給を保証（3 名以内）

★特待生合格の目安となる内申基準などは学校説明会でご案内します

奨学金のお問合せは事務窓口まで TEL 042（393）5611